

亀岡市立亀岡こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	亀岡市
代表者氏名	亀岡市長 桂川 孝裕
所在地	亀岡市安町野々神8
電話番号	0771-22-3131 (代表)

2. 利用施設

施設の種別	認定こども園 (幼保連携型)
施設の名称	亀岡市立亀岡こども園
所在地	京都府亀岡市大井町並河検見ヶ上7
電話番号	0771-25-1422
管理者名	園長 岩崎 こず恵
利用定員 (年齢別)	0歳児 0名
	1・2歳児 12名
	3・4・5歳児 90名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に行っています。
職員への研修の実施状況	内部研修年20回、外部研修年30回実施
認可年月日	令和7年4月1日

3. 目的・運営方針

目的	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(認定こども園法)に基づき、就学前の教育と保育を一体的に行います。
運営方針	保育理念 ・人・まち・環境を思いやるあたたかい心と生きる力をもつ、「かめおかっこ」の育成に努める。 保育方針 ・養護と教育が一体となって豊かな人間性をもった子どもを育成する。 保育目標 ・子どもたちの全面的な成長発達を保障し、人間として豊かに生きていく力の基礎を育てていく。 ・入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たる。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	3, 141. 58㎡		
	園庭	1, 621. 00㎡		
建物	構造	RC構造		
	延べ面積	1, 556. 78㎡		
施設の内容	乳児室	0室	保育室	7室
	ほふく室	0室	遊戯室	1室
	配膳室	1室	幼児用トイレ	4室
	調乳室	0室	乳児用トイレ	0室
設備の種類	幼児保育室、遊戯室、図書室・・・冷暖房			

5. 職員体制 令和7年4月1日

	員数	常勤	非常勤	その他
施設長	1人	1人	0人	
副園長	1人	1人	0人	
主任保育教諭	3人	3人	0人	
保育教諭	14人	1人	13人	標準時間保育担当・会計年度任用職員13人
養護教諭	1人	1人	0人	
配膳員	1人	0人	1人	
作業員	1人	0人	1人	

*当園では、「亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。ただし、職員数については変動する可能性があります。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日～土曜日
開園時間	午前7時30分～午後6時30分（月～金） 午前7時30分～午後2時30分（土）
休園日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日

*警報発令時の対応について

気象警報の発令時には、児童の安全を第一に考え、下記の内容で保育対策を行います。

- ・午前7時現在において、亀岡市に【大雨警報】【洪水警報】【大雪警報】【暴風警報】【暴風雪警報】が発令されている場合は自宅待機をしてください。
- ・午前9時現在において、警報が継続中の場合は家庭保育をしてください。
午前9時までに解除された場合は平常通り登園してください。午前9時から午後4時までに解除され、保育が必要な場合は当所に連絡の上、登園してください。給食はありませんので、昼食を済ませるか持参してください。
- ・警報が解除された場合でも、災害が発生している場合など危険な場合は登園させないでください。
- ・保育中に警報が発令された場合は、ただちに保育を中止し、休園とします。当園から連絡をしますので、なるべく早く、そして安全に、当園まで児童を迎えに来てください。
- ・警報発令前であっても、災害が発生した場合など児童の安全を確保できないと判断した時は、必要

に応じて休園とします。

- ・どうしても家庭保育ができない場合は当園にご相談ください。

*感染症流行時の対応について

- ・衛生管理マニュアル（感染予防対策）に応じて行います。
- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの体調不良がある時は、保護者に連絡・降園し自宅療養とします。
- ・感染症発症の情報提供を行います。
- ・日常の手洗い、消毒、汚物処理をより厳重に行い、感染の広がりを予防します。
- ・厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」及び京都府医師会の感染症罹患時の登園停止基準を参考に主治医の指示に従い自宅療養とします。医療機関で病気治癒の確認後、保護者が『病気治癒報告書』に必要事項を記入して登園するときに提出してください。

7. 教育・保育を提供する時間

教育標準時間	教育時間	月～金	午前9時～午後2時
保育標準時間認定	保育時間	月～金	午前7時30分～午後6時30分
		土	午前7時30分～午後2時30分
保育短時間認定	保育時間	月～金	午前8時～午後4時
		土	午前8時～午後2時30分

*上記の保育時間のうち、午前8時30分～午後4時を平常保育時間、午前8時30分までは早朝保育（申し込み必要）、午後4時以降は長時間標準時間保育という保育時間の区分があります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府/文部科学省/厚生労働省告示1号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 特定教育・保育の提供
上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。
- ② 特別支援保育の実施
- ③ 子育て支援事業及び子育て相談の実施

9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法
外部搬入（亀岡市立保津こども園から搬入）
- ② 食事の提供を行う日
教育・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。土曜日はおやつのみです。
行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
満3歳児		11時45分頃	15時頃	
3歳児		11時45分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

- ③ アレルギー対応状況
アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。食品除

去が必要な場合は、医師の診断を受け、「食物アレルギー児における食品除去のための診断書」「摂取可能食品表」「食物アレルギー質問票」「同意書」の提出が必要です。様式は保育所等指定のものをお渡しします。

*食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

食品衛生責任者選任届を京都府へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理・確認及び検便検査の実施（1ヶ月に1回）による配膳従事職員の健康管理を徹底しています。

配膳室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月月末）。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

*亀岡子ども園保護者会からの会費の徴収があります。

11. 利用の開始について

当園では、亀岡市の利用調整に基づき当園に入所決定された教育・保育給付認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

① 利用乳幼児が小学校に就学したとき

② 市外に転出するとき

③ 長期欠席するとき

④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	—
医院長名又は医師名	藤原 史博
所在地	—
電話番号	—

② 歯科

医療機関の名称	小野歯科医院
医院長名又は医師名	小野 恒太郎
所在地	亀岡市大井町土田2丁目6-3
電話番号	0771-22-3737

14. 急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

*入園時に、緊急連絡先やかかりつけの病院等の情報（家庭連絡カード）を提出していただきます。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災、地震及び谷山池の決壊等を想定し避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
避難場所	亀岡市立亀岡こども園（亀岡市指定避難場所）		

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に数回、職員に対して虐待防止及び子どもの人権についての研修を実施しています。
- ② 亀岡市立保育所・認定こども園安全管理マニュアルに沿って対応しています。
- ③ 亀岡市要保護児童対策協議会等の関係機関と連携して対応します。

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付（医療費・障害見舞金・死亡見舞金）

*亀岡市こども未来部保育課では、亀岡市立保育所・認定こども園に在籍されるお子さんの保育中等の保育所等管理下において発生した不慮の災害等に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。この災害共済給付制度は、保育所等の設置者と保護者による公的共済制度で、お子さんが保育所等管理下において万一事故等により負傷等された場合、障害見舞金等を後日、保護者に対して給付する制度です。加入に際しては、あらかじめ保護者に加入同意書を提出していただきます。

*詳しくは別途配布する「日本スポーツ振興センターの災害給付制度と加入の同意について」のお便りをご確認ください。

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	副園長 椎谷 瑞代
受付責任者	園長 岩崎 こず恵
利用時間	午前8時30分～午後5時
連絡先	電話 0771-25-1422 FAX 0771-25-1312
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

*苦情については、苦情解決マニュアルにそって対応します。

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、児童福祉法に規定するとおり、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持の義務を遵守します。また、保育士に限らず、当園の職員すべてがこれを遵守します。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

20. その他の留意事項

当園では保護者会活動を行っています。

別 表

保育の提供に要する実費に係る保育料

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
行事に係る費用	園外保育バス・JR・入館料等	必要に応じて
共済掛金費	日本スポーツ振興センター災害給付金	200 円
保育用品費	制服(上着)・体操服・粘土・パス・月刊 絵本等	制服(上着) 6,000 円 体操服(夏季用) 3,000 円 体操服(冬季用) 6,000 円 保育用品 12,000 円
教材費		月額 1,000 円

※当園では、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書(集金袋に受領印)を交付します。